

第27章. 運用及び制度に関する規定

TPP協定の実施、運用等に関する事項の検討等を行うTPP委員会の設置及びその任務、TPP委員会及びその補助機関における意思決定の方式、締約国間の連絡を円滑にするための連絡部局の指定、本協定に基づく義務について特別な経過期間を有する締約国による義務の実施に関する報告等について規定している。

(注) 協定の実施、運用等に関する事項を検討するための委員会は、他の自由貿易協定においても設置されることが多い。